

三井住友海上火災保険株式会社と災害時における 「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」を締結

～災害により被害を受けた市民の方の

負担の軽減をはかります～



1. 概要

このたび、三井住友海上火災保険株式会社より、同社の情報、ノウハウやネットワークを活用した連携の提案があり、内容を協議した結果、災害時の罹災証明書等の発行において事務の効率化が行え、住民の負担軽減にも貢献できるものと判断されたことから協定を締結いたします。

2. 協定締結先

社名：三井住友海上火災保険株式会社
所在地：大阪府堺市堺区市之町東6-2-9
堺支店長：高田 恭伸

3. 協定名

「損害調査結果の提供及び利用に関する協定」

4. 協定概要

河内長野市内において災害が発生した場合に、市内在住の当該保険契約者を対象に契約者同意のもと、損害調査情報を市へ提供し、迅速な罹災証明書等の発行につなげ被災者の負担軽減を図ることを目的としています。

5. 協定締結日・調印式

開催日時：令和5年12月5日（火） 13:30～14:00
場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）
出席者：河内長野市 市長 島田 智明
危機管理監 阪本 英之

三井住友海上火災保険株式会社 堺支店長 高田 恭伸

【お問い合わせ先】 河内長野市役所
自治安全部 危機管理課
電話0721-53-1111